#### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	第1次大戦中のイギリスにおける労働力政策と社会政策:いわゆる「稀薄化」政策について			
Sub Title	第1次大戦中のイギリスにおける労働政策と社会政策:いわゆる「稀薄化」政策について			
	Labour force and social policy in Britain during the First World War : on the 'dilution' policy			
Author	飯田, 鼎			
Publisher	慶應義塾経済学会			
Publication year	1977			
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.70, No.3 (1977. 6) ,p.255(1)- 274(20)			
JaLC DOI	10.14991/001.19770601-0001			
Abstract				
Notes	論説			
Genre	Journal Article			
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19770601-0001			

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

――いわゆる「稀薄化」政策について――

飯 田 鼎

- (1) 「労働稀薄化」(dilution) の意義
- (2) クライド地方におけるいわゆる「2月闘争」
- (3) 「軍需品条令」の制定

(1)

一般に、労働問題における 'dilution' とは、従来、高度の熟練を必要とするとされてきた仕事 (job)、すなわち、一定の期間、技術的修練をへて、熟練労働者 (craftsman) としての資格を得た特殊なグループの人々が、独占的に行っていた仕事にたいして、そうした資格をもたない未熟練労働者 (less-skilled man) および不熟練労働者 (unskilled man) が代替的に導入される現象である。そして普通には、この過程は、第1次世界大戦中におけるイギリス機械産業においてもっともいちじるしい傾向となったといわれている。基本的にはこのことは誤まりではないが、しかし、もしわれわれが、この過程を、第1次大戦中における軍需品 (munition) にたいする大量の需要からおこった特殊な現象であり、戦争という異常事態の下でのみおこりえた問題であると理解するとすれば、これは正しくないといわなければならない。何故なら、dilution、すなわち「熟練労働の稀薄化」と

注(1) 仕事という場合、普通に職業 (calling, occupation or vocation) というように、日々、労働することによって、収入を得ることのできる生業を意味する場合が多いが、ここではこうした職業とは別に、その仕事のなかできわめて細分化され、いわば格づけのなされている特定の仕事を意味する。たとえば、同じく機械工といっても、穿孔工と旋盤工あるいは仕上げ工とでは、職種 job が異なるように、旋盤工といっても、たとえばターレット旋盤工と他の別の旋盤、レース (lathe) 旋盤工とでは、job は同じでも等級もしく職階 (grade) が異なるということがいえよう。これらの特定の job にもとづいて、賃率も異なり、同じ機械工の組合に属するといっても、さまざまの職種間に対立がおこることがありうる。機械工の組合が、たんに機械工組合ではなく、合同機械工組合 (Amalgamated Union of Engineers) と呼ばれる意味はそこにある。

<sup>(2)</sup> たしかに、dilution が、いわば普遍的な現象として、深刻な労働力不足に対処するための、国家権力による政治的な措置としててあらわれたのは、第1次大戦中のことであった。しかし、不熟練労働力の熟練労働力にたいする代替的現象は、すでに、つぎにのべる2つの理由から、歴史的には古い。ひとつは、機械製作業上の技術進歩、道具の発明および改良、工作機械の改善などによって、正規の徒弟期間をへない不熟練労働者も容易に、熟練労働者に劣らぬ技術を

いう現象は、資本主義発展のかなり早い段階、すなわち、イリギスに即していえば、19世紀初頭の 産業革命の進展の過程で、すでにはじまっていたからである。そしてこのことは、綿業機械および 造船業などには、すでに不熟練労働者の組合としての'operatives' union'ないし'general labour union'という形で、クラフツ・マンに従属し、その補助的な役割を課せられながらも、しばしば これに比肩しうる技術をもつ一群の労働者が、この時期にあらわれ、労働市場にインパクトを与え る要因となっていたという事実である。

しかしこのような不熟練労働者の組合は、しばしばその財政的な理由などから、組織の維持に困難を来たし、その存続は、雇主の圧迫や熟練労働者による嫉視あるいは景気変動と相まって、脅かされてきた。このため、クラフト・ユニオンの絶頂期ともいうべき1860~70年代のイギリスにおいては、こうした不熟練労働者の組織が、果して労働組合本来の機能を果しうるか、共済制度の不備のため、一般労働組合の発展は阻止されるとし、クラフト・ユニオンのみが、本来の労働組合としての地位をしめるという論者があらわれたほどである。だがその後の労働組合運動の発展は、この見解を根拠のないものとし、クラフト・ユニオンとちがって、充分な共済制度をもたない不熟練労働者の組合、すなわち一般労働組合(general union or general labourers' union)が、19世紀末から今世紀初頭にかけて、重要な役割を果すこととなった。いうまでもなく、このような一般組合の存在とその異常な発展を可能にした背景には、何よりも産業上の技術進歩、今日のいわゆる技術革新があったことである。dilution が、「不熟練もしくは未熟練労働者による熟練労働者の代替」であるとすれば、どのような条件がこれを可能にしたのか、dilution がもっとも深刻となった機械産業について、その過程を考察しよう。

発揮することができるようになった段階、すなわち、1850年代、ASE の結成時までにすでに、熟練職種にたいして、不熟練労働者を導入しようとする雇主の動きの活発化と組合の反対はたかまっていた。dilution は何よりもまず、無資格者 (illegal man)、すなわち、組合員となる資格をもたない人々の熟練職種への導入であり、組合のこれにたいする反対、いわゆる合理化反対によって労働力問題の焦点となる。

つぎに組合とすれば、こうした機械技術上の進歩と生産力の発展を前提として、これを基軸とする資本主義的発展、自由競争的なものから独占資本主義への発展にともなう国内および海外市場の展開にともなって、一方における合理化反対の姿勢にもかかわらず、ある職種については、無資格者の導入を許さざるをえなくなり、ここに、雇主と組合との妥協が生まれる。従って歴史的にはこの時期に dilution ははじまったとみることができよう。

いまこれを、機械工の争議から考察してみよう。19世紀初頭以来、機械工の組合の伝統的政策は、出来高払い仕事 (piece-work) 反対、超過労働時間反対および無資格者の排除という、相互に密接に関連する要求として具体化されていた。とくに注目すべきことは、職人が雇うことのできる徒弟の数の制限を一貫して掲げていることである。1831年、実に6ヶ月にわたった Bolton 最大の繊維機械製作工場 Dobson and S. Barlow の労働者の要求に、「4人の職人 (journeyman) につき、1人の労働者」という項目がある (Jefferys, The Story of the Engineers, 1800-1945, 1945, London, p. 21)。1833年のグラスコウにおけるストライキもまた徒弟の数についての紛争であるといわれる。

また合同機械工組合が成立して間もなく、その組織をあげて関ったにもかかわらず、敗北を喫した1852年の大ストライキにおいても、「無資格者の排除」が、要求のひとつとなっている。この事実は、この時点ですでに、職人や徒弟のような無資格者によって、熟練労働者の仕事が代替され、dilutionが、雇主によって、部分的にせよ導入されていたことを意味する。この点からして、1852年オールダムにおける世界最大の線維機械工場 Messrs. Hibbert and Plattの大争議の意義は重要である。なお、これについては、Jefferys、ibid., pp. 35-42 の詳細な叙述を参照。

(3) たとえば、George Howell は、その典型的な論者であった。 G. Howell, Trade Unionism, New and Old London, 1892、を参照。

É de l'herranisme a de la company de la c

われわれは一般に、不熟練労働者もしくは未熟練労働者(unskilled or less-skilled)が、熟練労働者層とは別にひとつの階層としての出現を見た時期を、18世紀末から19世紀初頭、いわゆる産業革命の時期に見出すことができる。その時以来、第1次大戦末期までの賃労働の歴史的形成過程のなかで、不熟練労働者は、熟練労働者と一方においてきわめて密接な補完関係を維持しつつも、他方、競合的あるいは場合によっては敵対的関係におちいりつつ、労働組合運動の上に、強固な足場を築いたのであった。

不熟練労働の形成過程を、機械産業においてつぎの3つの段階にわけて考察することにしよう。 第1段階は、まさしく産業革命の頃で、機械の発明と改良およびこれとならんで、労働生産性の いちじるしい増大がみられた時代である。これは大体、18世紀末から19世紀の半ば頃までの時期、 第2段階は、1850年頃から、機械制大工業のより一層の発達によって、建善制度の量度がみられ

第2段階は、1850年頃から、機械制大工業のより一層の発達によって、徒弟制度の崩壊がみられ、不熟練労働者が、容易に熟練労働者にとって代りうるほどに機械化・技術化が進み、不熟練労働者の組合が結成され、両者の競合的関係が顕著となった1880年代までの時期、

そして第3段階は、それ以後、第1次世界大戦の勃発にともない、dilution が徹底的におしすす(5)められた時期である。

しばしば指摘されるように、機械工は、その初期の技術的段階においては工場大工 (millwright) と呼ばれ、船大工 (shipwright) とならび、いわゆる大工 (carpenter) とは異なって、エンジン機械装置部分の製作、とりつけおよび修理などに従事していた万能工 (the all-round skilled mechanics) で

注(4) 労働力の熟練度を規定する範疇として、不熟練(unskill)、未熟練(less-skill)、半熟練(semi-skilled)といういくつかの概念があらわれる。しかしこれらを厳密に規定するのは、かなりむずかしい。熟練労働という概念が、もし、7年という徒弟期間を経て、はじめて労働者が体得しうる技術的修練の結果であるとすれば、不熟練とはその反対概念であるといえよう。しかし事実はそうではなく、イギリス労働史にかんする限り、熟練労働者(skilled)の反対概念はunskilled よりは、less-skilled もしくは semi-skilled であるという方が正しいように思われる。何故ならば、unskilled といった場合には、craft でない職業部門、たとえば、鉄道業の大部分の職種、炭鉱業のかなり多くの職種などのように、職場(work-shop or mill)に直接に雇用されることによって、労働者となりうる場合で、7年はおろか、わずか数ケ月の実習や基礎的訓練で、その職務を遂行しうる職種をいう。この点からすれば、同じく鉄道従業員といってもいわゆる駅夫や信号手、転職手のような人には、明らかに不熟練職種に働く労働者なるが故に、不熟練労働者であり、これらの職務にどれほど長く勤務しようと、またどれほどこれらの仕事に習熟したところで、熟練労働者ということはできない。同じような意味で、一般に不熟練の業種といわれる鉄道部門に働く労働者も、彼が、たとえば機関車修理部門に働く機械工であり、正規の徒弟期間を修了した者であれば、熟練労働者であり、熟練労働者の組合としての ASE の組合員となりうるのである。従って、熟練(skill)と不熟練(unskill)という対立概念は、量的な段階的な差異をもって測られるのではなく、質的な、職業部門間の差異に還元されるのが普通である。

その意味では、むしろ less-skilled および semi-skilled という概念の場合には、同一職種内における熟練度として、skilled に対立する。その差は、質的なものではなく、あくまでも量的なものである。職能別組合の矛盾は、本来彼らにとって異質の不熟練職種の労働者にたいする差別を、自己の特権として維持してきたにもかかわらず、同時に、同質の、ただ熟練度のみが異なる同職種の労働者を、あたかも、異質の不熟練労働者と同じ地位においてみなければならなかったところにある。この点が、craft union の保守的性格として、しばしば非難の対象となるが、彼らは何故にそれを敢えてしなければならぬか、 dilution 導入にたいする機械工の戦闘的・革命的な反対運動が、実はこの保守的性格と、密接につながっているところに興味ある問題があるといえよう。

<sup>(5)</sup> この歴史的な区分は, G. D. H. Cole, Trade Unionism and Munition, Oxford 1923, および Jefferys, Story of Engineers, London 1945, による。

あった。産業革命の過程は、こうした万能工にたいして、より特殊な専門的熟練職人(skilled craftsman)として仕上げ工(fitter)、旋盤工(turner)、鋳型工(pattern-maker)および製作工(miller)などを生み出し、これらの熟練を修得するために、通常7年の徒弟期間を要し、徒弟はたえず狭められていく生産過程のなかでのみ、熟練を習得する機会をあたえられたのであった。すなわち、万能工は消え去り、その仕事(job)は、数多くの細かいクラフトに分解され、ここに craftsmanが出現する。そしてこれらのクラフツ・マンこそが、それぞれ、その特殊なクラフト・ユニオンを合同させることによって、かの歴史的な合同機械工組合が結成されたのである。

だが、クラフト・ユニオンは、それ自体ひとつの大きな矛盾を内包する。あらゆる機械の製作、組み立て、取り付けおよび修理という多面的な作業を、万能工として、ひとりの労働者が行いうるためにこそ、7年という長い徒弟期間は不可欠であった。そのために、産業資本の初期段階において、この中世的ギルド制度の遺制というべき徒弟制度は、技術の修得に必要にして充分な期間として強制されたのであって、それは、その制度化の当初から、不熟練労働者の排除のみを目的としてつくられたものではなかった。しかし機械技術の発達とともに、仕事の細分化がすすみ、専門熟練職人があらわれるに従って、クラフツ・マンがその技術習得に要する期間は短縮され、7年という徒弟期間はその技術を修得するに充分であるだけでなく、技術進歩の結果、正規の徒弟期間を経ない者、従って組合が定めた資格をもたない者でも、本来クラフツ・マンに限定されている仕事を、彼らと同等の能力をもって遂行する可能性が生れた。こうした現象は、第2段階において、きわめて普通にみられる現象となる。ここでは、徒弟制度は技術の習得という条件よりも、クラフツ・マンの職業上の利益独占がその実体をなし、次第に形骸化するとともに、定められた徒弟期間を経ない、いわゆる不熟練労働力の労働市場における過剰な供給によって、クラフツ・マンの地位も低下せざるをえなくなる。

これを機械産業自体の発展に即していえば、第2段階、すなわち1850年以後、機械の発達にともなって、徒弟制度、従ってまた craftsmanship の一層の崩壊がはじまる。具体的には、機械産業の主要な機械、中心旋盤(the centre lathe)の出現によって、本来、熟練工が支配していた旋盤作業の多くの操作のうち、いくつかのものについては、不熟練工でも利用できる特殊な機械があらわれる。そしてこれとともに、金属切削工(miller)、平削工(planer)、穿孔工(borer)、穿条工(slotter)などの、きわめて専門化された職種もあらわれるようになる。これらの労働者は、いわば新しいクラスに属する熟練機械オペレーターであり、万能工の職務分化の結果として出現した仕上げ工や旋盤工などの職階(grade)に属する完全熟練職人(the fully skilled men)とは異なり、その意味では'fully skilled'ではなく、この両者の間にはなお一種の職階上の分化が存在したといってよい。このように、同じ熟練工でありながら、いわゆる'fully skilled'と'skilled'との分化が'grade division'として生じたということは、これらの新式の機械が、依然として組織された熟練

工の職場で、徒弟期間をへた労働者によって主として動かされるとはいえ、これらの労働者、たとえば、穿孔工 (borer)、穿条工 (slotter)、ある場合には金属切削工 (miller) もまた、'fully skilled' の賃率より少ない賃率で雇われていた点からも明らかであった。

しかし、機械の発達が一層進み、その特殊化の結果として、それが、単一目的の機械化の方向に向い、機械それ自体のなかに、かつては熟練工に要求されていた熟練が具体化されることによって、機械はますます半自動化し、仕事それ自体は、「完全な熟練労働者」によって「準備、段どり」('set-up')がなされる必要があるにせよ、ひとたびそれがなされた後は、機械が反覆継続して作動する結果として、もはや熟練労働を必要としなくなり、徒弟期間を経験していない半熟練機械工(semiskilled machinist) で充分に事足りることとなる。第2段階の末期、すなわち1870年代の末期に、機械産業労働者統一組合(the United Machine Workers' Association) や合同一般機具製造工組合(Amalgamated Society of General Toolmakers) が結成されたのは、このような賃労働形成過程における熟練労働力の段階的差異の消滅もしくは同一化を反映している。これらの組合は、まさしく一般組合であり、ASE は、最初これを無視する態度に出たが、やがて承認する形となり、その後第1次大戦の過程をへて、AUE (Amalgamated Union of Engineers) として、これを一大組合のなかに包摂することとなった。以上にみるように、機械産業の賃労働形成における一般労働組合の登場は、半熟練もしくは不熟練労働力による熟練労働の代替を可能にするものであり、労使関係に一種の緊張状態をもたらす。かくして1880年代に、dilution の第一段階がはじまった。

いま、機械産業における賃労働の形成を要約的にのべるならば、機械産業の最初の時期における 典型的な機械工としての工場大工=万能工、第2期、より完全に専門化したクラフツ・マンー仕上 げ工、旋盤工およびその他の熟練工、そして大量の不熟練、半熟練工の階層が、仕上げ工や旋盤工 の間に介在する。しかしまだ一般労働者もしくは補助労働者 (helper) はあらわれてはいない。第3 期、完全な熟練工を補完する立場に立つ半熟練 (less-skilled) が大量に労働市場に現われ、クラフ ツ・マンは、'set-up'の職務にとどまる。この場合、賃労働形成過程における第3期は、ダイリュ ーションの第1段階に相当する。機械の発達とともに、完全な自動機械があらわれ、これらの機械 は、部分的には男子不熟練労働者によって動かされ、徒弟制度を経験しない少年、少女もしくは婦 人さえも導入されるようになる。しかし従来の熟練労働には必ずしも依存しないとしても、近代的 なターレット (turret) およびキャブスタン旋盤などの規格化された巨大な設備をもつ機械は、熟練 労働者か、あるいは精々不熟練労働者でも、比較的、グレイドの高い労働者によって運転される。 1915年3月、「砲弾および信管協定」(Shells and Fuses Agreement) によって、多くの不熟練労働 者が導入され、dilution が本格的にはじまったのは、特殊な製造過程の反覆によって、大量の同一 製品の製造を可能とする特殊な自動機械の出現によるものであった。これ以後、dilution は第2段

注(6) Cole, ibid., p. 34.

階に入る。

1915年3月の大蔵省協定(Treasury Agreement of March, 1915)以後,従来,第1段階において、熟練工によって行われていた仕事,およびターレットやキャプスタン旋盤の場合,従来,熟練工もしくは完全熟練工によって行われたある種の作業について,これらに代って,半熟練(semi-skilled) 労働者を代替的に導入することが行われる。こうして,dilution は,第2段階から急速に第3段階に移行する。

1915年10月、ダイリューション計画 (Dilution Scheme) の下で、従来、熟練工によって行われた 仕事は、未熟練労働者の職務となり、それはさらに分解して婦人および不熟練工が導入されること となった。婦人労働者を中心とする不熟練労働者が、軍需産業労働力の主要な担い手となるにつれ て、男子未熟練労働者の「上位職務への格上げ」('up-grading') が必然化する。

1916年9月の「労働力の一般的代替計画」(General Substitution Scheme) 以後,ダイリューションの第4段階がはじまる。強制徴兵制度の施行によって,熟練労働者も召集され,未熟練労働者が大規模に導入された。しかし同時に未熟練労働者の召集により,熟練工の召集は抑制されたとはいえ,負傷兵や軍務に不適当な労働力,たとえば身体障害者などの導入,とくに婦人労働力が,酸素アセチレン接合の作業 (Oxy-acetylene welding) や科学的な器具製造あるいは灯火装置の製造などに導入されたため,これらが特殊な熟練を要する仕事である場合には,戦後,熟練労働者はその領域を侵害されることとなった。かくして,戦争の末期には,熟練労働者にとってもっとも絶望的な第5段階,従って最終段階がおとずれるのである。

この最後段階においては、第4段階の一層の強化、すなわち、「完全な熟練工」にたいしてさえ、 復兵制度が強制され、婦人労働者の昇格(advance-up)と軍務に不適当と認められた未熟練労働力 のうち、明らかに生産活動に充分に適応しえないと思われた労働者さえも、上位の職務への格づ け('up-grading')が行われた。しかも1918年以後の戦争の継続は、熟練労働力の極度の払底を来 たし、生産の量的・質的低下の傾向が蔽いがたくなり、婦人労働力の再認識とその訓練の必要性が 軍事動員の強化にともなう不熟練労働力の軍需産業への供給制限によって叫ばれるに至った。

大戦中における dilution の経験は、労働力問題を国民経済上、もっとも深刻且つもっとも重要な問題であることを為政者および資本家階級にたいして認識させる効果をもったことは疑いえない。それだけではない。dilution は、第1次大戦中および戦後のイギリス社会政策の展開、労働運動の発展および労働力問題にはかりしれない影響を残したのであって、要約的にのべるならば、つぎのように言うことができるであろう。まず第1に、熟練・未熟練・半熟練および不熟練という従来の労働力構造の概念規定が根本的にくずれ、この上に立つ労働組合組織の上に、一大変革をもたらしたこと——一般労働組合の発展——、第2に、総力戦の名の下に、国家権力による労働力の直接的把握が、歴史上類例をみない規模において実施され、労働基本権はもとより、基本的人権が大幅に

侵害される危険性を生み出し、社会政策の改良的側面が否定され、労働力政策のなかに包摂されるに至ったこと——労資休戦の実現と労働組合運動が国家機構の一部として組み込まれたこと、第3に、婦人の職場進出により、彼女らの意識の昻まりとこれと比例して婦人の低賃金雇用の普遍化、などがあげられよう。では、この dilution は、イギリス労働者階級に、具体的にどのような影響を及ぼし、彼らの間にどのような反応をひきおこし、どのような形でこれが処理されたか、これが次の問題である。

(2)

第1次大戦勃発当初,労働党,ILP および労働組合総評議会の戦争協力態勢の確立により,労使 (7) 体戦が実現したが,それと同時に,軍需産業において,婦人労働者をはじめとする不熟練労働者および外国からの亡命者の雇用が問題となり,その結果として,従来,労働組合にたいし,既定の慣行として容認してきたものにたいしても,軍需産業の経営者および雇主が,これを無視しているというはげしい非難をよびおこした。

戦争勃発後,3ヶ月を経過した1914年11月以降,軍需産業の中枢的部分ともいうべき機械産業の 熟練労働者を組織する合同機械工組合と機械産業雇用主連盟 (Engineering Employers' Federation) との間に,軍需品の生産をめぐって交渉および協約作成が頻繁に行われ,この両者の直接交渉が失

- 注(7) その具体的な表現が、1915年3月の、Industrial Truce(産業体戦)を目的とする Treasury Agreement とこれにつづく the Munitions of War Actであることはいうまでもない。しかしthe War Emergency Workers' National Committee (戦時緊急労働者国民委員会)にみる如く、労働者の反戦的気運はきわめて濃厚であり、従って、労資体戦といっても、それは労働者の意志からする積極的な協力の姿勢によるものではなく、武器生産に直接関連する産業のみならず、いかなる産業のどのような争議においても、強制仲裁を規定していることであって、政府管掌の企業('controlled' establishments)におけるいかなる労働条件の変更も、この軍需大臣の権限であるという条件の下においてであった。従って、労資体戦は、あくまでもトップ・レヴェル段階にとどまり、工場および職場レヴェルでのこれにたいする抵抗と批判はさけられないものであった。第1次大戦中における労働運動の特徴は、国家権力と労働党・TUC 指導部との妥協にたいする労働運動全体の批判としてみることができる。これについては、Ralph Miliband、Parliamentary Socialism、A Study in the Politics of Labour, London, 1973, pp. 48-52 を参照。Labour Party Annual Conference Reports 1917 pp. 43ff をも参照。
  - (8) 戦局の進展にともなって、輸入された外国人労働者の雇用が、当然、問題となった。自治領からは、約7,000人に達する熟練労働者が移入されたが、とくにオーストラリアおよびカナダからの労働者に問題があった。カナダの熟練労働者の賃金は、イギリスよりもむしろアメリカ合衆国に近似的であり、非常に高く、そのため、労働組合が彼らの組合加入に反対であることが問題となった。

また総数75,000人のうち、ベルギー、デンマーク、ポルトガルおよびオランダ人がいたが、ベルギー人が最大多数をしめていたといわれる。労働力不足に悩む政府は、Folkestone Labour Exchange で、登録のための特殊措置として、ベルギーの係員が Aldwych のイギリス避難民委員会(British Refuge Committee)におかれ、またドイツ人の亡命者を迎えるための機関が Earl's Count や Alexander Park に設けられ、非常に少数だが、機械工があらわれた。そしてかなりの数のベルギー人の労働者が、Vickers、Armstrong および Nobelsの諸軍需企業におくられたが、言葉や労働慣習の差異のため、充分に適応することができず、チーム・ワークは失敗した。その結果ベルギー人労働者だけを雇用する大規模な武器製造会社が、Vickersの場合にはErithに、Messrs、Armstrongの場合にはNewcastle に開かれた。National Shell Factory が、Armstrong の監督の下に Bistley につくられ、やがてベルギー人による一大工場用地となった(Humbert Wolfe、Labour Supply and Regulation、Oxford、1923、pp. 80-82)。

(9) 1914年11月26日に結ばれたクレイフォード協約(Crayford Agreement) が代表的である。これは、機械産業雇用者

敗して、解決に至らない場合は、商務省、海軍省および陸軍省が、より進んだ行動をとることを言(10) 明するに及んで、事態は、労使関係にとってきわめて重大な段階に入ったことが示唆された。国家 権力による労使関係への直接的介入の脅威にたいして、もっとも敏感な反応を示したものは、武器 弾薬の製造にたずさわるスコットランドの重工業地帯クライドの労働者であって、最初の大規模な ストライキは、1915年2月、この地方におこったのである。

'dilution' がのちに大きな問題となったとしても、 2月ストライキは、直接この問題に関連しておこったものではなかった。その意味で、第1次大戦中における機械産業労働者の運動は、つぎの2つの側面をもっていた。すなわち、ひとつは、戦争の勃発にともなう生活必需品の昂騰と実質質金の低下に抵抗して、賃金水準の維持を要求するきわめて日常的な運動と、いまひとつは、未熟練および不熟練労働者による熟練労働力の代替——dilutionへの抵抗であって、前者はいわば自然発生的であるとすれば、後者は、そうした生活上の要求に支えられながらも、きわめて意識的でまた組織的であった。

この歴史的な大ストライキに至るまでの経過は、大体以下のように要約することができる。すな わち、1914年12月、クライド雇主連合 (the Clyde Employers' Association) との3年間にわたる賃

連盟 (Engineering Employers' Federation) と ASE および合同道具製造工組合 (Society of Amulgamated Toolmakers) との間で、機械組み立て (set up) 業に婦人労働者が雇われることに反対する協約が成り立ったものである。議論ののち、つぎの諸点で、相互に合意に達した。すなわち、

- (1) 婦人労働者に、熟練労働者の仕事をあたえることが、企業の意志ではない。
- (2) 操作者 (operator)によって道具の調整 (adjustment of tools) が必要とされるあらゆる機械は、操作の前であれ、あるいは操作中であれ、男子労働者がこれを操作すること。
- (3) 婦人労働は、反覆作業 (repetition work) による生産のために利用される純粋の自動機械 (purely automatic machine) に限って雇用されること。
- (4) 純粋の自動機械とは、つぎのような機械である。すなわち、仕事がきめられたのちは、作業が完了するまでは、 どのような人力による調節 (hand adjustment) も必要としないところのものである。あらゆるこうした自動 機械を組みたてる者は「完全に熟練した機械工」 (fully skilled mechanics) であること。
- (5) 回転 (turning), ネジ締め、および薬きょうの穿孔のために利用される旋盤は、 男子労働者がこれを操作すること。
- (6) 以上の事項は、戦争の終結まで守ることとし、その場合、すべての問題は、もし必要とあらば、議論されることになるが、その場合も、以上の決定が、いずれか一方の側に偏って論じられることがないようにすること(G. D. H. Cole, Trade Unionism and Munitions, 1923, Oxford, pp. 53-54)。
- 注(10) ASE は、1915年2月4日付、Sir H. Llewellyn Smith からの特別委員会の任命にかんする書簡をうけとったが、 それには、つぎのようなことがのべられている。

「わたくしは、商務省によって、サー・ジョージ・アスキス (Sir George Askwith)、サー・フランシス・ホップウッド (Sir Francis Hopwood) およびサー・ジョージ・ギブ (Sir George Gibb) を、政府が雇用者と労働者の代表と協議の上、政府目的のために機能している機械および造船工場の従業員の生産力を、現在の緊迫した状態の下にある国家の要請に充分応じられるようにするために最良の手段をとることについて、研究し報告するために任命した。

それにつけ加えて、この調査研究は、来る水曜日、すなわち2月10日10時に、 Westminster、Old Palace Yord において開かれるであろう。そこでわたくしは、労働組合代表の出席についてあなた方が配慮されることを要望することになります……」 (G. D. H. Cole, ibid., p. 61)。

この書簡は、きわめて重要な意味をもつ生産委員会 ('Committee on Production') として、戦時の労使関係に重要な役割を果したことが示唆された。

(11) William Gallacher, Revolt on the Clyde, an Autobiography, 1936, pp. 23-24.

金契約の期限満了にともない、合同機械工組合は、1時間2ペンス、従って週3シリングの増額を 要求したが、雇主は、1時間半ペンスという彼らの反対提案が、組合側によって拒否されたことを 理由にこれを拒否した。組合は、1月26日、地方ショップ・スチュアードの会議を開き、超過労働 時間を拒否するとともに、2月12日、組合代表は、1時間3ファージングの賃金増額ならば、これ を受諾するかどうかについて、組合員の投票に付する用意があるという声明が出されたが、その前, 2月16日, G and J. Weir 工場の労働者 2,000 名が職場を抛棄した。会社側が、 ASE 組合員を, アメリカ人労働者にたいして差別していたという事実が判明するに及び、争議は拡大し、ついにク ライド地方の8つのもっとも重要な大軍需工場の従業員9,000名をストライキにまきこみ、戦争遂 行に重大な脅威をあたえることは不可避となった。自由党政府はもちろん、労働党、 TUC および 労働組合執行部までが、このストライキを違法として、その中止を主張したのにたいして、3月4 日まで、2週間余りも抵抗しえた背景には、いうまでもなく、ショップ・スチュアードのきわめて 活発な動きがあり、この争議を契機として、ショップ・スチュアードの重要性が更めて認識される に至った。すでに指摘した超過労働時間反対をとなえたのはショップ・スチュアードであった。2 月ストライキがはじまったとき、「中央労働者支持委員会」(Central Labour Witholding Committee) を結成して,ストライキの指導と遂行にあたったのも彼らであった。ストライキの終結以後,この 団体は、クライド労働者委員会 (Clyde Workers' Committee) と改名して、大戦中、機械産業におけ るショップ・スチュアード運動の発展に重要な役割を演じた。クライド労働者委員会が、のちに反 ダイリューション闘争において、決定的に重要な役割を果した点については後にのべるとして、こ こでは、本来、労働貴族的、従って保守的ともいわれた機械産業労働者が、いかに戦争による生活 条件および労働条件の悪化があったとはいえ、一貫して政府の戦争遂行政策に批判的であり続けた のは、どのような理由によるのか、こうした反戦的態度が、いわゆるクラフト・ユニオンの論理と、 どのような関係があるのか、この点について考察することにしよう。

クラフト・ユニオンの政策は, (1)排他性 (exclusiveness), (2)地方的自治の重視, (3)職業上の規則

注(12) farthing とは、 1ベニーの $\frac{1}{4}$ 。 当時のイギリスの最少の貨幣単位。 当時は、12ベンスが1シリング、20シリングが 1ポンド、すなわち 1ポンドは 240 ベンスというわけである。現在は、1ポンドは 100 ベンスで、シリングという単位 はない。

<sup>(13)</sup> グラスコウ、ダンバールトン、グリーノック、ベイズリー、ミッド・ラナーク、ノースエアシアの各地を集計して、1時間につき3ファージングのひき上げの雇主側の申しいれにたいし、 ASE 執行部はこれを投票に付したところ、賛成829、 反対8,926 票で、組合員の不満がいかに強かったかが理解できる。2 月ストライキは、このような組合員の熱烈な支持の下に関われ、しかもこれを戦術的に有利に収拾したところに、その戦時労働運動における重要な意義がある。なおこれについては、Gallacher、ibid、pp. 42-49 を参照。

<sup>(14) 1915</sup>年2月、いわゆるクライド2月闘争は、その背景として2つの要因をもつ。ひとつは、1914年12月に、ASE とクライド雇主連盟との3年間の賃金契約が切れ、組合は、1時間2ペンス。すなわち週3シリングの要求を提出したことと、G & J. Weir's の2,000人の労働者が、会社側が、アメリカ人労働者にたいし、より高い賃金を支払っていたという事実にたいする憤懣を発端としていることに注目する必要がある(Jefferys, Story of Engineers, p. 176.)

<sup>(15)</sup> この具体的な事実の描写については、Gallacher, ibid., pp. 40 ff.

(craft control) の3つに帰せられるといわれる。

1880年代,独占資本主義の形成にともなら海外とのはげしい市場獲得競争を背景に、技術進歩と 大量生産によって、熟練を必要としない労働節約的な機械が生み出されるとともに、特殊な分業が 発生するに至った。いまや ASE の新組合員となるべき労働者の約90パーセントが、仕上げ工であ り、旋盤工であり、その限りにおいて彼らが熟練労働者であることには変りはなかったが、新しい 機械技術の発展により代替させられ、あるいは粉砕させられたのは、これらの人々の技術であった。 ターレットや轆轤旋盤などを動かす旋盤工の仕事の大部分が,機械看視者 (machine minder)によっ てなされうるようになり、旋盤工はただ、機械作業がはじまる前に、道具を準備するだけとなった。 特殊な機械機具の系列, すなわち研摩機 (grinder), 製作機 (miller), 穿孔機 (borer) などが発達し て、かつては旋盤で行われていた仕事をひきつぐようになり、反覆生産の発展によって、より複雑 な機械によってなされていた作業をますます形式化し、単純化することとなり、この現象は、熟練 労働者としての仕上げ工をおびやかした。

このような一連の技術変革は、当然に、クラフト・ユニオンの存立に密接な関係のある徒弟制度 の基礎を掘り崩すとともに、必ずしも従来の熟練を必要としないところから、正規の徒弟期間をへ ていない半熟練労働者、いわゆるハンディ・マンを生み出すこととなった。すなわち、1880年以後、 ASE は、職人1人にたいして徒弟数を制限しようとする政策を拋棄したのみならず、1914年まで は、組合加入の条件として、徒弟制度は残っていたけれども、もはやそれは絶対のものとされなく なった。いまや1914年当時,機械製造労働力の約20パーセントは半熟練労働者で,雇主が,クラフ ツ・マンに代ってこれらの半熟練労働者を雇用しようとすれば、特別な配慮が与えられなければな らないという承認を、組合は彼らに認めさせることができたほどである。このように、第1次大戦 前にすでに、機械産業には dilution がおしすすめられており、 戦争はただこの傾向を一層大規模 にまた徹底的におしすすめたものにほかならない。dilution は、資本家階級にとって、その利潤追

<sup>(22)</sup> James Hinton はJefferys の 'Story' における熟練労働者のパーセンテージ (1914-1916) が不正確であるとして, つぎのように算定している。《1916年秋,労働力構成》

	熟練労働者	半熟練労働者	不熟練労働者
Shipbuilding Machinery, Plant, tools Vehicles and Aircraft Arms and Ammunition	59%	30%	11%
	49 "	39 !!	12 "
	36 "	54 !!	10 "
	30 "	53 !!	17 "

注目すべきことは、半熟練労働者の割合が異常にたかまっていたことであり、とくに武器産業における dilution の深 度を測ることができる (Hinton, ibid., p. 63).

<sup>(16)</sup> James Hinton, The First Shop Stewards Movement, London, 1973, Chap. 2 を参照。

<sup>(17)</sup> Jefferys, ibid., p. 127.

<sup>(18)</sup> Hinton, ibid., p. 59.

<sup>(19)</sup> Jefferys, ibid., p. 103.

<sup>(20)</sup> Webb, Industrial Democracy, London, 1920, p. 127.

<sup>(21)</sup> Clegg, Fox and Thompson, A History of British Trade Unions since 1889, Oxford, 1964, p. 429. Richard Hyman, The Workers' Union, Oxford, 1971, pp. 171-2.

求の視点からして、熟練労働力を排除しようとする政策的な行為である以前に、資本主義の発展は、 技術進歩を通じて,不熟練労働力をもって熟練労働力に代替させる可能性と必然性をもたらしたも のであり、それはあたかも、18世紀末から19世紀初頭における産業革命の過程において、熟練工と しての手織工にたいし、不熟練労働力をもって替えることができたのと同様であった。ただこの両 者の差異は、手織工の場合は、機械工のような強固な組合をもたず、未組織のためその熟練労働力 の価値の切り下げにたいして、みずから適応させていく以外に方法がなかったのにたいし、機械工 は、その強固な団結を維持することによって、dilution の影響から、その利益を擁護し、被害を最 小限にくいとめることができたことにあった。これ以外に、ASE が、クラフト・ユニオンとして 生きつづける途がなかったとはいえ、このことは、 ASE の性格そのものに、根本的な変革をもた らしたのであって,クラフト・ユニオンの 論理 を 貫こうとすれば,不熟練・未熟練 および半熟練 労働者にも、組合賃率を保障しなければならず、その結果は、 ASE が、従来のヴィクトリア的型 クラフト・ユニオンではありえず、従来、組合から排除されていたこれらの労働者をも、やがては 組合員として迎えいれることを意味する。クラフト・ユニオニズムの基本的性格たる「排他性」は、 これによって否定され、その政策は一般組合に近づくこととなる。従来、まったく無関心であった 婦人労働者の賃金決定が、今や熟練労働者の運命に重大な影響を及ぼすこととなり、こうした客観 状勢におされて, 保守的なクラフト・ユニオニズムの論理は, 戦闘的・革命的な急進主義に転化す る可能性をもつ。とはいえ, ASE には,大戦後,戦前のクラフト・ユニオニズムの論理への復帰 を熱烈に主張する有力な傾向をもち、 ASE のクラフト・ユニオニズム と全国婦人労働者連盟 (National Federation of Women Workers) と全国一般労働者組合 (National Union of General Workers) との間には、矛盾を内包していた。

1915年2月ストライキにおいて、ショップ・スチュアードの果した大きな役割は、何よりもそれが、機械産業における地方労働市場と密接な関係にあったことによっている。Sidney Webb夫妻は「産業民主制」のなかで、労働組合運動の方法として、相互保険、団体交渉および法律制定をあげている。この場合、最後の法律制定は別として、団体交渉については、地方的な支部単位での活動よりも、中央執行部と雇主の全国的団体との間の交渉が、団体交渉の主要な側面であり、地方的な交渉よりも基本的であるとされてきた。とりわけ ASE の場合、相互保険すなわち共済制度が、中央集権的な運営として発達したこともあり、地方交渉およびその基礎ともいうべき職場(workshop)での自然発生的な交渉が軽視される傾向が生み出された。Sidney Webb は、こうした職場単位の交渉を軽視し、中央交渉を過大に評価したものとして知られているが、これにたいして職場単位の

注(23) Hinton, ibid., p. 66 および Chap 2 の序文を参照。

<sup>(24)</sup> Hinton, pp. 72-73.

<sup>(25)</sup> Webb, ibid., Industrial Democracy, 1920, p. 97.

<sup>(26)</sup> Hinton, ibid., pp. 78-79. James Hinton はここで、 Webb をはじめ、最近の注目すべき業績、たとえば、フォ

交渉を重視すべきことを提起したのは G. D. H. Cole であった。地方的な団体交渉の発展は、職場組織や職場交渉を犠牲にしておこったのではなく、それと密接な関係の下に発展したのであって、とくにこうした職場交渉の過程で、ショップ・スチュアードの発展が、とくに機械産業の場合、19世紀末から20世紀初頭にかけて発展したことは印象的であろう。ショップ・スチュアードは、はじめ、組合費の徴収や新組合員証のチェックなどの、職場でのきわめて日常的な雑多な業務にたずさわるために、職場のメンバーから選ばれた代表にすぎなかったが、やがてこれが、雇主との交渉に重大な役割を担うに至ったのは何故であったろうか。考えられる重要な問題は、独占資本主義の成立にともなう超過利潤の獲得を狙う資本間競争の激化と労働条件における資本間格差の形成と労働組合運動の関係があるのではなかろうか。

しかしいまひとつ、ショップ・スチュアードの発展を促した要因として考えられることは、1898年以後、機械産業において、重要な団体交渉の題目となった新式機械の採用と、これにともなう職場規律 (workshop discipline)をめぐって次第に増加する紛争がある。こうしたショップ段階での経営の側からする科学的管理=合理化にたいして、より有効に対処する途は、当然、中央執行部と雇主連盟とのトップ・交渉よりは、工場段階での団体交渉を活発にし、さらに、雇主もまた、組合員に直接関係の深い問題、たとえば、新式機械導入問題、クローズド・ショップ制などについて、中央交渉に委ねることを拒否する姿勢にあった。さきの職場における機械導入やクローズド・ショップ制などについて、中央交渉に委ねることを拒否する姿勢にあった。さきの職場における機械導入やクローズド・ショップ制をふくめて、割増賃金制のような問題は、企業の特殊条件も加わり、中央交渉では実情を把握しがたく、その結果として、労働運動の主体、従ってその推進役は、中央執行部ではなく、むしろ従来ともすれば軽視されてきたランク・アンド・ファィルであるという現実がますます明らかになった。すなわち、それだけ中央執行部の権威および組合員支配力の低下を意味し、組合運動における地方的自治(local autonomy)を強調するショップ・スチュアードの運動と中央集権を原則とする中央執行部とが、ある種の矛盾と一定の緊張関係をはらむことは避けられなくなる。その矛盾と対立の焦点は、ストライキ権をめぐる問題で、ストライキを強調するショップ・スチュアードと、「非公認」の名の下に、これをくいとめるために執行部が全力をつくすというような現象がしばし

ックス、クレックおよびトムソンらの業績について、つぎのように批判する。すなわち、彼らは、いずれも Mutual Insurance あるいは Collective Bargainingについてふれ、また workplace collective bargainingの存在を無視しないが、しかし、これにそれほど大きな関心を払っていないとして、とくに Webb 夫妻をつぎのように批判しているのは注目に値しよう。「ウェップ夫妻のさまざまのカテゴリーは、相対的に地方的なあるいは工場レヴェルでの交渉の連続性、戦時ショップ・スチュアード運動が明らかに示しているところの連続性というものを曖昧にしたのである」 (Hinton, ibid., pp. 78-79)。

注(27) Cole, Workshop Organization. Oxford, 1923. をみよ。

<sup>(28)</sup> Hinton, ibid., p. 80.

<sup>(29)</sup> Fox, Clegg and Thompson, ibid., pp. 431-2. Cole, Workshop Organization. p. 9. Jefferys, Story, Hinton, ibid., p. 80. footnote.

<sup>(30)</sup> Jefferys, ibid., pp. 152 ff. Fox, Clegg and Thompson, ibid., p. 430.

<sup>(31)</sup> Hinton., p. 82, Jefferys, ibid., p. 167.

ばあらわれることとなる。

第1次世界大戦の勃発と軍需品法の下での、労働組合運動のほとんど全面的な否定、労資休戦の名の下における労働基本権の大幅な制限は、こうした中央執行部とショップ・スチュアードとの対立を激化するとともに、より根本的には、ショップ段階での運動なしには、労働運動を考えることができないまでに、その地位をたかめたということは、言いすぎであろうか。すなわち、戦時中における反合理化闘争、dilution 反対闘争において、中央執行部はともすれば消極的であったのにたいし、ショップ・スチュアードがきわめて積極的且つ果敢な姿勢をもってこれに反対したのとは、まことに対照的というべきであろう。実に、職場レヴェルでの、きめ細かな交渉なしには、自由党政府も、dilution を実施することは到底不可能であったろうと思われる。この点については、後段でふれられるであろう。しかしそれにしても、歴史的・伝統的に保守主義の象徴であった機械工が、いかにして戦闘的、場合によっては革命的でありえたのであろうか。われわれは、その根原を、「クラフト的な支配」('craft control') そのもののなかに見出すことができよう。

しばしば指摘されるように、クラフト・ユニオンは、特殊な資格をもつ熟練労働者の組織であり、彼らの利益を擁護するための独占的な団体である。彼らの意識はしばしば特権的・排他的であることは、その必然的な結果である。そのために彼らの意識と行動は、あたかも保守主義の呪縛のなかにあって身動きができず、革命的な運動はもちろん、いかなるラディカリズムとも無関係であるかのようにみえる。

しかし注意すべきことは、クラフト・ユニオンの運動は、資本主義的生産制度そのものにたいする抵抗の姿勢を秘めていることである。たしかに彼ら熟練労働者は、ヴィクトリア時代の繁栄期に、その体制内的要因として、労資協調の一方の担い手であったことは事実である。しかしクラフト・ユニオンはそもそも、資本主義の発展にともなう機械制大工業、その結果としての大量生産の支配と商品価格の価値以下への下落の傾向に抵抗して、労働力の再生産を可能にするための賃金および労働条件の確保を意図して生まれたものであった。すなわち、機械化=合理化にともなう労働条件の悪化や失業にたいする防禦といういわば消極的な面と、労働力の価値以下への切り下げを停止させ、進んでその改善を要求するという積極的な面とを巧妙に組み合わせることこそが、クラフトの

注(32) Hinton, p. 83, Jefferys, p. 167.

<sup>(33)</sup> とくに機械産業労働運動における shop stewards の地位について、Hinton は、Jefferys をも強く批判しているのは興味深い。 Jefferys は、支部組合員の意見を充分に吸収し、中央執行部の政策に反映させるために、支部代表から成る政策形成のための全国委員会を規約にもり込むことによって、 ASE の規約は一層の革新をとげ、その結果、翌1919年 Amalgamated Engineering Union となり、民主化が前進したとして、「純粋に地方的な関争は、過去のものとなった」とのべている(Jefferys、ibid., p. 189)。 Hintonはこの見解を、1945年という時期に書かれたため、あまりにも楽天的であるとして否定している。Hinton の見解とは別に、今日、労働党政府が、TUC と結びついて、労働運動の体制内化をはかろうとしているとき、鋭い問題提起を行い、政府・資本家に譲歩を迫るものが、ショップ・スチュアードを中心とする職場であることは疑いえない。その意味で、保守党政府の下でよりは、むしろ労働党政権の下でこそ shop steward 運動は、労働運動の推進者としての役割を果す。

支配を貫徹する所以であった。もしこのことが見失われるならば、クラフト・ユニオンは、その存在意義を失わざるをえない。第1次大戦は、このクラフトの支配の根幹を揺るがす未曽有の事件として、彼らの前に立ちあらわれたのである。クライドにおける「2月闘争」の革命化は、決して偶然ではなかった。

(3)

1915年2月、生産委員会の設立によって、戦時労働力政策は新しい段階に入ったということができる。これは、戦時を通じてもっとも活躍した産業上の委員会であり、その活動範囲は、はじめは、賃金問題に限定されていたけれども、ダイリューションの全面的導入のための第一歩であり、クライドにおける2月闘争の激化にともない、労資紛争の仲裁機関としての役割をも果すに至り、わずか1カ月ばかりの期間に、ダイリューション問題とこれにともなう紛争にかんする4つの報告書を作成している。とくに第2および第3レポートは、重要である。

ダイリューション政策の進展は、一連の重要な戦時労働政策立法の過程と、重要な関係をもっている。Sir W. G. Armstrong、Whitworth and Co. は、そのエルスヴィック工場において、他の産業から募集されたさまざまな職種の労働者、すなわち銅細工工(copper smith)、レース製造工(lacemakers)、綿業労働者(cotton operatives)、銀細工工(silver-smith)などを、経験の有無にかかわりなく、従来、熟練機械工に限定されていた職種に雇用し、熟練機械工の抵抗を招いた。その結果、ASE と機械産業雇主連盟(Engineering Employers' Federation …… EEF と略称)との間に、これらの労働者についても、熟練労働者と同率の賃金を支払うという暫定的な協約が実現し、さらに、第3レポートの結果にもとづき、3月4日、Sheffield において、EEF と関係労働組合との間に、

注(34) G. D. H. Cole, Trade Unionism and Munitions, pp. 66-7.

<sup>(35)</sup> 第2レポートは、労働基本権のほぼ全面的な停止と強制仲裁裁判所の設置を示唆したものであり、戦時労使関係のその後の発展にとって重要な意義をもっていた。『労働停止の回避』について、つぎのようにのべられている。

<sup>「</sup>通常の時の労使双方の権利が何であれ、またこれらの権利の維持および強制のために必要と考えられる方法が何であれ、われわれは、現在の状勢の下で、ストライキもしくはロック・アウトに訴えるどのような方法も正当性をもちえないと思う。こうした状勢の下で、仕事を停止させる結果は、戦争目的と、政府によって必要とされる船舶、弾丸、装備、必需品およびその他の物品の生産を妨げるであろう。

われわれは、英国政府のために、政府との契約者および下請業者および労働組合にたいし、直接につぎのような勧告 を公表し、彼らにこの勧告に従うように要求することが望ましいことを提識する。すなわち、

雇主と労働者との間の紛争によってひきおこされた生産の損失を防ぐ目的をもって、政府目的の仕事の場合には、ストライキもしくはロック・アウトによる仕事の停止が行われてはならない。直接に関係する双方の側もしくはその代表者たちあるいは何らかの現在の協約の下で、解決されえない相違点がおこった場合には、直接的な調査のために政府によって指名された公平な穀判所に付託し、解決のために政府に報告しなければならない」(Cole, ibid., pp. 62-63)。

以上の第2レポートの結果にもとづき、1915年2月24日、生産委員会(Committee on Production)は、仲裁裁判所(Court of Arbitration)として活動する権限があたえられ、その主要な活動は、当時進行中の Clyde の機械エのストライキよりも大規模なストライキを処理することであった。

ところで、第3レポートは、雇主と労働組合との間の紛争の主要な問題である砲弾およびヒューズの生産についてふ

「砲弾およびヒューズ協定」(Shells and Fuses Agreement) が、ASE 組合員の投票に より支持さ

れたものであり、後に「砲弾およびヒューズ協定」としてあらわれたものを示唆するものであった。ここでの研究にき わめて重要と思われるので、その全文を掲げる。

「陸海両軍が使用する砲弾およびヒューズにたいして、現在のところ、たえずますます需要が増大しており、現在の生産は、この需要に応ずるために急速に増加させる必要があることが、海軍および陸軍当局によって、強くわれわれに要請されている。われわれは、この問題がきわめて重要であることと、戦争が成功理に遂行されることに及ぼすその影響について拡大してのべる必要はない。これらの環境の下で、共同社会のあらゆる階層の人々そして働く人すべてではないにしても、艦隊や軍隊にたいする武器の適切な供給を維持し、その速度を速めるために、可能なあらゆることがなされることを望む。また、武器の生産に影響をあたえ、もしくは最大限の生産を達成するための合理的な手段を妨害するために考えられた制限的な規則もしくは慣行は、現在の状況の下では、わが国の福祉に重大な障害をあたえるものであり、われわれば、戦争中は、働く人々と労働組合の利益を保護するための適当な保護規定と調整によって、それらの規則や慣行が停止されるべきであると思う。

弾丸およびヒューズについてのさし迫った問題を現在の報告書のこの部分でとりあつかうためには、2つの方法があるようにみえる。これによれば、武器の現在の生産率は増加されうる。

(1) われわれは、つぎのような意見である。つまり、弾丸およびヒューズの生産は、もし現行の出来高賃率を基礎として、その所得を『1倍半に』制限するという現在の労働者の假行の緩和があるとすれば、あるいは地方的な水準がどのようなものであれ、かなりの程度に促進されるだろうということである。われわれは、この慣行が、ある程度、出来高賃率を保護しようとする慾求によっていることを理解している。またわれわれは、現在の状況が、賃率を低める手段として利用されるべきではないことに同意するし、問題になっている賃率が保護されるべきであると思う。しかしこれは、所得や生産の制限より、他の手段によって、適当に行うことができる。砲弾の唯一の消費者は政府であるので、われわれは、つぎのことを勧告する。すなわち、砲弾およびヒューズの生産に従事している会社は、この委員会にたいして、出来高価格を決定する場合に、戦争の時期の労働者の収入が、その問題における一要因として考慮されるべきではないこと、および出来高賃率の削減は、生産方法の変化によって、すなわち新しい型の機械の導入によって保証されるのでなければ、なされないという趣旨のことを、政府のためにこの委員会に通知すべきであるということである。この保証によってあたえられる保護は、彼らの賃率が危うくされるかもしれぬという労働者の側の懸念をとり除くし、それゆえ、所得についての以前の制限やもしくは工場の慣行(shops customs)に関係なく、各人にたいして最大限度にその生産を増加させることが充分に正当化されるだろうと思う。

直接に関係している側、あるいはその代表者たちによって、解決されえないところのこの問題についておよりうるどのような相違点も、『仕事の停止の回避』('Avoidance of Stoppage of Work') にかんするわれわれの勧告のなかで示唆されているものとしてふれられるべきである。

(2) われわれは、砲弾およびヒューズの生産において、適当に婦人労働によって行われらるし、またすでに行われていると確信している。それゆえわれわれは、その生産を増加させるためには、適当なそして固有な条件の下で、この仕事に婦人労働を雇用する慣行を拡大させなければならないことを勧告する。

もし雇用条件が、直接に関連する側によって相互に調整されえないならば、われわれは、この問題が、『仕事の停止の回避』にかんする勧告のなかに示唆されているものとしてふれられるべきであると思う」(G. D. H. Cole, ibid., pp. 63-64)。

ここには、dilution はもちろん、労働強化、実質賃金の切り下げ、などについて、国家権力が一方的に労使双方に強制する形をとりながら、しかも労働者の要求をきびしく抑圧する姿勢がみられることは明らかである。戦時下の急進的労働運動は、この『砲弾およびヒューズ協定』にたいする抵抗と、『軍需品法』の撤廃のための闘いであったということができる。

注(36) 『砲弾およびヒューズ協定』は、短い前文と14ヶ条から成る。

「政府は、陸海軍が使用する砲弾およびヒューズについての需要が、現在ますます増加しており、この需要に応ずるために、現在の生産が、急速に増加することが必要であり、この目的のために必要とされる労働者数は、利用しえられないということを表明したのち、戦時中は、つぎのような条項が有効であることを勧告することに相互の意見が一致した。すなわち、

- (1) 器具および計器の製造に従事する労働者は、熟練労働者であること。機械を組みたてるのに従事する労働者は、彼らが行う作業についての充分の資格をもつべきこと。
- (2) このような人々は、彼らが必要な資格をもつならば、機械産業の他の部門からひきぬかれることもある。そして少なくとも、その当時、彼らが従事している作業については、その地方の標準賃率が、支払われなければならない。
- (3) さきの条項にかえして雇われる労働者のリストは、これに関係している組合の地方代表に供与されなければならない。

れた。この時点を境として、自由党政府の dilution 政策は本格的に展開するのであるが、この時期以後、軍需品法の制定と、その労働者階級への影響の浸透の過程において、戦時社会政策もしくは労働政策推進のモティーフとなったものは何であったろうか。

[I] 基本的には、戦争遂行の主体というべき自由党政府=国家権力とこれと結びつく軍需産業資本と労働者階級との関係、その敵対的矛盾が、戦時社会・労働政策のモティーフであることはいうまでもないが、問題はそれほど単純ではない。

[II] 戦争の完遂とその最終的勝利を願う政府当局者(=国家権力)と利潤追求を最高目的とする 軍需産業資本との関係は、協調融和の前にある程度の利害の対立が避けられなかった。そしてこれ

- (4) このような労働者は、まず第一に、戦時中もしくは戦争の時期以後、必然的に解雇されなければならない。
- (5) 熟練労働者が現在雇用されているところでは、他に熟練の雇用が、同じ部門において見出されるのでなければ、熟練労働者はいかなる場合にも、未熟練労働 (less skilled labour) によって代替させることはない。
- (6) 熟練労働者が現在雇用されている作業ではあるが、しかしその作業の性格によって、半熟練もしく は婦 人労働によってもなされらる作業は、戦時中は、このような労働、すなわち半熟練もしくは婦人労働によって行うことができる。

半熟練労働もしくは婦人労働が、熟練労働に代って利用されるところでは、支払われる賃率を、行われる作業のために得られるその地方の通常の賃率とすること。

- (7) 機械産業雇用主連盟は、諸制限が、一時的にとり払われるという事実を、働く人々もしくは労働組合についての極端な偏見に利用しないことを保証する。
- (8) 雇用主連盟は、戦争の終結にともなって、政府が、緊急事態 (the emergency) がつづくことを告知するのでなければ、その工場の労働条件を、戦前の基礎に回復し、しかもできる限り速やかに、現在、陛下の軍隊として服務している人々に再雇用の機会をあたえること。
- (9) これらの提案は、工場において半熟練労働者もしくは婦人労働に有利なように、ある職種の雇用を永久的に制限するような取りさめを、雇主が行うことを保証するものではない。
- (d) 雇主は、つぎの点で意見が一致する。すなわち、雇主は、この戦争後、この協約を、賃金、割増ボーナスの回数もしくは出来高価格(製造の手段もしくは方法の変化によって保証されるのでなければ)を減少させたり、あるいは定められた諸条件を破壊するために利用しない、また現在の異常な環境のなかで、生産を増加させる目的だけで、このような提案を採用するということ。
- (1) 雇主は、あらゆる可能な手段をとって、連合王国全体の政府事業の配分を確保することに一致する。
- (2) 生産にかんする国民的な要求と一致する限りにおいて、雇主は、可能なところではどこでも、超過労働時間を減ら し、どのような場合でも、それをできるだけ多くの働く人々に、ひろく行きわたらせようとする。
- (4) 半熟練もしくは婦人労働が、すでにふれた条項について雇用される場合には、彼らは最初に、戦争以前でもあるいは戦争後の時期でも、当然まず彼らを最初に解雇することとなる。
- (4) 雇主がもし、これらの提案を自由に利用しようとすれば、そのすべての条項に黙って従い、その地方的な雇主の地方的な団体を通じて、労働組合の地方代表への黙従の通告にも従わなければならない。
  - 第1次世界大戦中の労働政策に両期的な地位をしめるこの「協定」は、さきに(註35)でふれられた「第3レポート」と密接な関連の下にあるが、注目すべきことは、「第3レポート」が、主として資本=国家権力の側から、軍需生産体制の強化を目標として、労働基本権の停止、戦争協力への強い要請によって特徴づけられているのにたいし、「協定」は、つぎのいくつかの点で、「レポート」とは異なっている。すなわち、
  - (a) レポートは、生産委員会という形での、国家権力の労資関係への介入であるのに対し、「協約」はその名の示すように、国家権力は一応背後に退き、労使間の自由なとりきめという形をとっていることである。
  - (b) つぎに生産委員会によるレポートが、生産力増強という視点からのみ論じられ、労働者の権利問題については、 意識的に回避されている様子がみられるが、『協約』は、労使間の契約にふさわしく、戦争の終結にともなって、 (1)不熟練労働者の熟練職種からの排除、(2)労働慣行をはじめとする労働基本権の復活、(3)労働条件の戦前の復帰な どが強調されている。
  - (c) しかし問題は、「戦前の状態への復帰」という表現の意味する内容である。これが仮りに実現したとしても、労働条件の改善を意味するものではなく、却って、改悪にひとしい場合も起りうる。戦後における労働争議の主要な問題のひとつは、「戦前水準」の回復とは何かという問題をめぐって展開したことを記憶しておく必要があろう。

は軍需品製造と戦闘員の補充との背反関係としてまずあらわれる。これについては、すでに指摘した(本稿[その1]を参照)。

- 〔Ⅲ〕 戦争にともなう労働力需要の変動によって、軍需産業資本と他の産業資本との対立矛盾。 とりわけ、軍需産業をピラミッドの頂点としてひろがっていく賃金格差の拡大の結果として、軍需 産業部門への労働力集中の現象。
- 〔N〕 労働者階級の行政執行部ともいうべき労働組合総評議会 (TUC) およびこれと密接な関係 にある労働党執行部と ASE との関係,そしてこれをさらにほり下げていくならば,TUC と緊密 な協力関係に立つ労働党執行部と一般大衆の組合員 (rank and file) を基盤とするショップ・スチュアード運動との矛盾。

以上の諸関係ないしは諸矛盾が基本的なモティーフとなって、戦時労働政策が展開するとすれば、その焦点となったダイリューション問題の特徴は、もっぱら、一般組合員の結集としてのショップ・スチュアード運動と国家権力そのものとの直接的対決 (direct confrontation) のなかにみられたことであり、とくに武器製造およびひろく軍需産業の死命を制した機械産業においては、しばしばショップ・スチュアードの指導者と、国家権力を代表するロイド・ジョージとの直接的交渉としてあらわれたことに注目しなければならない。

1915年3月、ダイリューションの本格的導入が、当時、自由党政府の蔵相であったロイド・ジョ ージを中心として構想され、これを前提として、第1回大蔵省協議会 ('First Treasury Conference') が、「軍需品のより一層の増産についての現下の緊急な国家的要請について、 現状を考慮し、 また 政府が,この目的を達成するためにこの国の諸産業を組織するためにとる順序を考える」目的をも って,労働基本権および従来既得権とされてきた労働慣行の戦時中における制限,および婦人労働 者の diluter としての熟練職種への導入が提案されたとき、ASE はつぎのような反応を示した。 第1に,労働基本権および労働慣行は,戦後,直ちに回復されること,そして第2に,婦人労働者 の組織化について、ASE がきわめて積極的な姿勢をとったことである。1915年初頭から1916年に かけての政府の労働力政策と、これにたいする労働組合の反応は、国家権力が、政府に軍需品製造 に必要な工場施設の保管の権限を政府に委ねる 王国防衛法 (Defence of the Realm [Consolidation] Act, Third, March, 1915) および大蔵省協定を楯に、政府による軍需品調達の権限は、陸軍省 (War Office) にあたえられ、 Lord Kitchener が、その担当者となったとき、労資関係の緊迫を見透し た ASE の生産委員会委員は、真正面からの対決を避け、ASE 執行部にたいし、軍需産業への労 働移動の自由を訴える書簡を出し, その結果, 短命に終った と は い え,「地方武器製造委員会」 (Local Armament Committee) が設立され, 労働組合の武器製造に全面的な協力の態度を明らかに した。この地方武器製造委員会は、しかし、組合の地方支部および工場での団体交渉の一般化をお それた雇主側の不協力により、労資協調の機関としては成功せず、やがて軍需省の設立によってこ

れに吸収されるに至った。しかも Lloyd George がこの軍需大臣に就任し、さらに 1916年、彼が総理大臣として、戦争政策を指導し、 ASE の動向に深い関心を示したことによって、彼の労働問題への積極的介入が、その後のイギリス政治に例をみないような大規模なものとなったところに、興味ある問題が胚胎する。

つぎに、dilution の進行の下で、1915年3月、メアリー・マッカーサー(Miss Mary Macarthur) およびスーザン・ローレンス (Miss Susan Lawrence) の指導の下で、婦人労働組合連盟 (Women's Trade Union League) および全国婦人労働者連盟 (National Federation of Women Workers) が結成され、婦人労働者の組織化が、ASE にとっても重大な問題となるに及び、NFWW との密接な関係の下で、婦人労働者にたいする組織活動を行った。そしてこの婦人労働者の組織化の焦点となったものは、いうまでもなく、こうした 'dilutee' としての婦人労働者の賃金および労働条件の問題である。

典型的な熟練労働者の組合ともいうべき ASE にとって、戦争の勃発にともなう深刻な労働力不足の現象は、その運動をおし進める上で、運動方針上の転換、誇張をおそれずにいえば、組合員としての意識の変革をせまらずにはおかなかった。何故ならば、すでに技術進歩にともなう熟練労働の解体、機械産業における事実上の dilution の生産過程への滲透は、戦争の勃発によって愈々顕在化し、不熟練労働者を中心とする一般組合の政策に、ASE が一歩近づかなければならなかったからである。一部の熟練職種に、半熟練もしくは不熟練労働者を就業させることは固より不当とされ、賃率からして歴然たる格差がある以上、たとえ彼らに、熟練労働者と等質の熟練度、同等の力量および同程度の経験年数がみられたとしても、伝統的、歴史的にこれを排除してきたのが、クラフト・コニオンの政策であった。しかしこの場合は、もはや区別すべき明瞭な指標を見出しえないにもかかわらず、これを差別するクラフト・コニオンの排他性、セクト性が、労働運動の渦中でしばしば問題とされたのにたいし、第1次大戦中における dilution は、ASE およびその組合員にとって、等質の熟練、同程度の経験年数とは到底認めがたい不熟練労働者および婦人労働者を、従来、熟練労働者によって独占されていた仕事に、大量に導入されることを意味する。

問題は、帝国主義的戦争の結果としての労働基本権の極度の制限、とりわけ一世紀以上もの長い期間にわたる労働運動の歴史のなかで、営々として築いてきた労働慣行の一方的停止および争議権

注(37) 軍需省 (Ministry of Munitions) は、第1次世界大戦の勃発にともなって、軍需品の製造、供給と軍需品生産に 従事する武器および軍需品工場および労働力統轄の目的をもって、商務省雇用部 (Employment Department of the Board of Trade) の組織にもとついてつくられた。そしてそれは、1917年以後、労働行政の中心となった。6月 16日、最初の軍需品法が起草され、労働組合による修正ののち、法律となった。

この研究からして、この法律の第2部とこれにともなう第2計画(Schedule II)が、きわめて重要である。何故に 重要かといえば、その第2部は、特殊な種類の「管理工場」についての規定をつくっており、これらについて、軍需大 臣は、大きな権限をもっていた。ダイリューションが行われたところではどこでも、利潤は制限され、その量は、大戦 前2年の平均利潤を基準として、平均戦前利潤の五分の一と制限されていた。

の剝奪,すなわちストライキ権の否認という,文字通り,労働運動の非合法状態への転落という事態に際会して, ASE は,あらゆる階層の労働者にたいし,できうる限りの連帯を訴えようとすれば,婦人労働者の熟練職種への就労はもちろん,その賃金率において,彼女らに,まさに熟練労働者なみの賃金の保障を雇主に訴えることの緊急性を意識しなければならなかった。そしてまたそれとそが,労働者階級の統一と連帯を強化し,本来,熟練労働者の労働条件の切り下げの機会を窺う資本の意図にたいする抵抗線となりえたのである。

しかし当然,武器産業に導入された婦人の賃金について,労資間あるいは政府と労働組合との間にさまざまな解釈が行われたことは当然であった。「弾丸および信管協定」第6条によれば,「熟練労働の代りに,半熟練もしくは婦人労働が雇用されるところでは,支払われる賃率は,遂行される業務について広く行われているその地方の通常の賃率(the usual rates of the district)でなければならない」と規定されている。この規定についてはさまざまな解釈が成り立つわけで,「その地方の通常の賃率」とは,その地方の熟練労働者の通常賃率なのか,それとも半熟練労働者もしくは婦人労働者の賃率なのか,問題となった。

すなわち、 雇主を代表 して、「機械産業雇用者連盟」(Engineering Employers' Federation) は、 「半熟練もしくは 不熟練労働者の仕事を行う婦人労働者に,その該当する仕事 についている青年た ちにその地方で認められている賃率 (the recognized rates of the district for youths) を支払われた ければならない」として、婦人労働者は、不熟練もしくは半熟練労働に限定して雇用されるかのよ うな表現をとり,「協定」の規定する「熟練労働の代りに」と い う規定は顧みられず,従って,そ の地方の不熟練もしくは半熟練労働者のための「承認された賃率」という、きわめて曖昧な表現を 用いることとなった。いうまでもなくこれは、たとえ熟練職種であっても、一度、不熟練労働者が これに雇用されるならば、不熟練職種と同じ賃率で支払われることを示唆したものであり、これは、 機械工のクラフト・ユニオンの原則に真向うから挑戦するものであった。このような経営の見方に たいして、 ASE が強く反撥したことはいうまでも ない。 その原則は、「半熟練もしくは不熟練労 働者の仕事を行う婦人労働者は、彼らが代って仕事をする労働者に支払われていた賃率をうけなけ ればならない」ということである。ところで、 国家権力を代表する Lloyd George の立場からす れば、dilution 政策の下で熟練労働者の代替としての半熟練男子労働者を除いて、男子と同等の出 来高賃率は保障するけれども,同等の時間賃金を保障しないことを意味する。あらゆる労働問題の 核心が、賃金問題にあるとすれば、資本家階級は、戦時労働政策の遂行によって、最大限の利潤を 獲得するために,クラフト・ユニオンの弱体化,その一般組合との競合関係の間隙を利用して,彼 らの賃金を不熟練労働者なみのものに低下させることを意図するであろうし、労働者階級は逆に、 国家権力の規制を利用して,導入されつつある不熟練・半熟練労働者の最低賃金を法的に確立し, 労働条件の悪化を阻止しようとして全勢力を傾けることどなる。軍需品法は,このような要求を担

う労資双方にとって、まことに両面を備えた社会政策立法として、出現したということができるで あろう。

[付記] この論稿は、1974~75年のイギリス留学中に書き上げられたものである。大英図書館およびコリンデールの新聞閲覧室にはこの時期の労働政策にかんする史料が豊富であるが、ロンドン滞在がわずかに2ヶ月であったため、原史料の探索は、1914年以前に限られ、第1次大戦中の問題については、きわめて不充分な結果に終った。従って、ここに利用されている文献は、一部を除いて、ほとんど日本で利用しうるものであり、実証という面で、きわめて不充分な成果に終っていることを遺憾に思う。いつの日にか、再び渡欧の日がめぐってくるならば、この時期以後、第2次大戦前までのイギリス社会政策史について、より本格的にまとめてみたいと考える。この点読者の御諒解を乞うものである。

(経済学部教授)